

【知っていますか？産業保健】

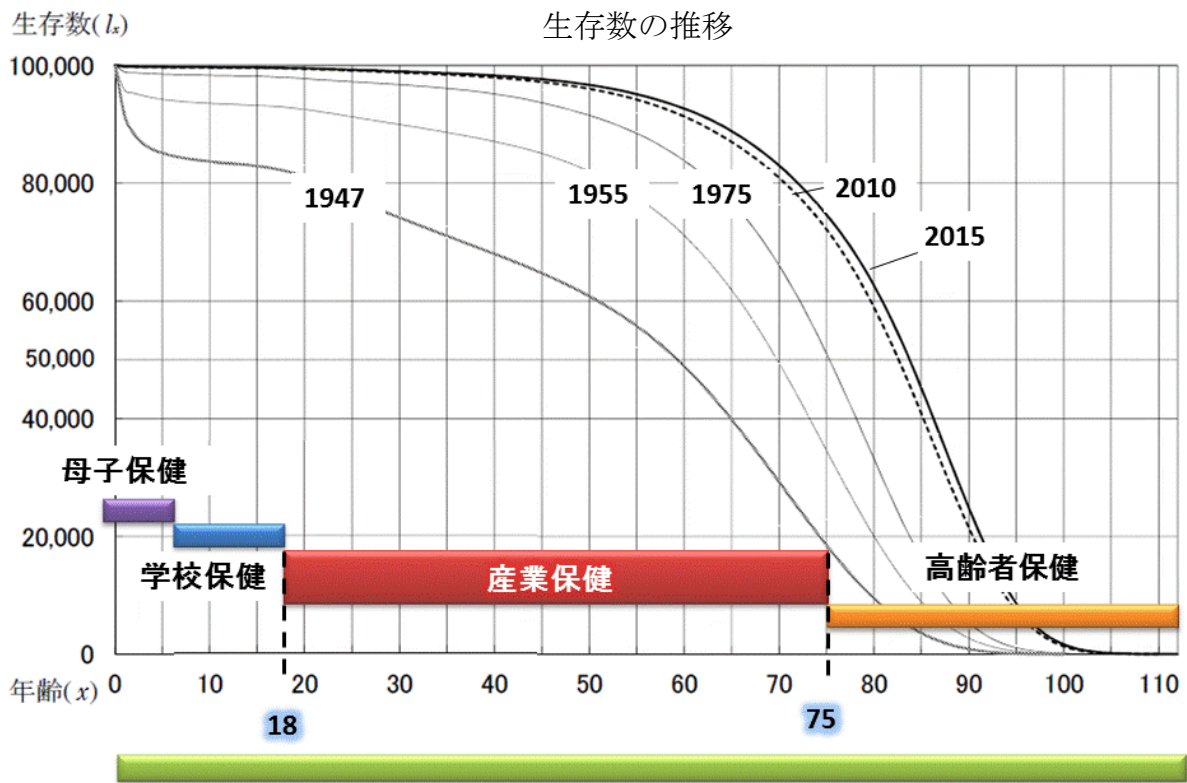
「働く人の健康」を考える保健活動が、「産業保健」です。「保健」は、対象者を年齢区分等で分けて考えることができます。例えば、妊娠～小学校入学前：母子保健、学童期：学校保健、75歳以上（後期高齢者医療制度に加入ということから）：高齢者保健です（図を参照）。産業保健は、年齢というよりも、「働く人」を対象としています。18歳以上がおおむね該当するかと思います（生産年齢人口という言葉があり、これは15～65歳の方を対象にします）。一方、全国民を対象とした健康活動が、「健康日本21」です（図を参照）。職場での健康管理を考えるときに、日本人全体の疾病の歴史的なことも考える必要があります。戦前戦後すぐは、出生後すぐに亡くなる方も多く、「母子保健」が重要な意味を持ちました。働き世代の人たちは、主に感染症や事故で、年齢に従ってある程度の率で亡くなっていました。

それが、1960年代になり、出生後には、ほとんど亡くならなくなり、働き世代の人たちも亡くなる率が低くなりました。60～70歳を過ぎたころから、亡くなる方が増えているというのが今の状況です。それでも、男女ともに、平均寿命が80歳を超える国（平成27年）ですので、80歳程度までは、亡くなる率は低いというのが現状です。働き世代の人たちの亡くなる率が低下したことは、産業保健活動としての事故や感染症対策（主に結核対策）によるものと考えられます。

一方、最近では、亡くなるのではなく、むしろ疾病とともに働き続けるというケースが増えています。このことに対して、「両立支援」（厚生労働省、平成28年2月ガイドライン発表）という取り組みの中で、がんや脳卒中、肝疾患を主対象疾患として、働きながら治療を続けられる仕組みづくりの構築が目指されています。

また、身体の問題だけでなく、心の問題も働く人にとっては切実な問題であり、一般の健康診断とともに、心の健康診断として、「ストレスチェック制度」が導入されました（厚生労働省、平成27年12月1日施行）。働く人の健康維持のためには、一般の健康診断も大事な役割を果たしています。基本的には、労働安全衛生法という法律の下、事業主の責任で、「一般健康診断」が実施されています。また、後述する健康保険の仕組みの中で、鹿児島市の働く人の多くが加入されている「協会けんぽ」では、より質の高い健診ということで、「生活習慣病予防健診」が実施されています。これら、身体の問題は、事業主に実施義務が課されていたり、事業所規模によっては、労働基準監督署への報告義務も課されたりしています。ただ、産業保健の主旨からすれば、義務で行うというよりは、働いている人たちが健康であることは、会社にとっても有益であり、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」と考えられるようになってきており、このような考え方が、「健康経営」であり、現在の産業保健の考え方の一つになっています。

最近では、日本という国の特殊性でもありますが、「死ぬまで現役」のスローガンのもと、企業や公務員の定年延長が実施され、産業保健対象年齢の上限が、どんどん上昇している状況です。そのような中で、健康面の維持を目的として、安心して働ける仕組みを提供するのが、「産業保健」です。具体的な取り組みが準備されており、事業主、勤労者ともに、その恩恵を享受できるよう「産業保健」について、より知っていただきたいと思います。



厚生労働省 第22回生命表より-生存数の推移(男)-を一部改編